

「三重県観光マーケティングプラットフォーム構築（旅程作成機能等）業務委託」 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内観光産業は大きな打撃を受けていることから、観光産業を再生させ、将来に向かって持続的に発展していくための取組を進めていく必要がある。

これまでの観光産業の発展に向けての取組としては、三重県観光振興基本計画の中にも、今後の施策展開として「デジタルマーケティングの推進」を掲げ、デジタルツールを用いたマーケティングやプロモーションなど、DXの重要性を認識し、デジタルツールを積極的に活用した事業展開を行ってきたところである。

今後は、さらに新型コロナの影響により、新たな旅のスタイルを踏まえ多様化する旅行者ニーズへの対応や、地域の特性を生かした魅力的な観光地づくりなど、それぞれの状況に対応した適時・適切な取組の重要性が増しており、このためには、これまで以上にデータに基づいた取組が必要となる。

本委託業務では、旅行者のニーズに沿った観光スポットやアクティビティ、イベント等の情報を、周遊ルートの作成と併せて提供する機能を構築することで、三重への旅のきっかけづくりと周遊性の向上を図るとともに、周遊ルート等の作成の過程で収集したデータを、別途発注している「三重県観光マーケティングプラットフォーム構築業務」で構築する「データ管理機能」等と連携していくことで、「三重県観光マーケティングプラットフォーム」の一部として、旅行者のデータを収集・蓄積し、マーケティングに生かしていくことを目的とする。さらに、「三重県観光マーケティングプラットフォーム」と三重県観光連盟の公式サイト「観光三重」を連携させることで、オール三重県で相乗的な効果を発揮できることを目指す。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、三重県観光マーケティングプラットフォーム構築（旅程作成機能等）業務を委託すべき業者を選定するために実施する。

3 委託業務の内容（詳細は別紙構築業務仕様書のとおり）

- (1) 委託業務名 三重県観光マーケティングプラットフォーム構築（旅程作成機能等）業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで
- (3) 委託内容 別紙構築業務仕様書のとおり

4 契約上限金額

契約上限額：12,513,288円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

6 企画提案コンペ参加申込

本事業の企画提案コンペへの参加を希望する者は、令和3年11月26日（金）12時までに担当部局あてに、企画提案資料を提出すること。また、企画提案資料の提出は、1事業者につき1件までとする。

7 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式） 1部
※必要な場合は、委任状（第1-2号様式）を提出すること。
- (2) 企画提案書（任意様式） 9部（正本1部、写し8部）
 - ・規格は日本産業規格のA4判（A3版による折り込み可）、両面印刷、長辺とじ、文字サイズ12ポイント以上、表紙を含め20ページ以内とすること。
 - ・企画提案書には下記を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。
 - （ア）本委託業務の実施計画（業務仕様書に記載の業務内容及び委託業務全体スケジュール、事業実施の体制、次年度以降のランニングコスト等）
 - （イ）その他、契約額の範囲内で、本事業目的の達成に必要な追加提案があれば記載のこと。
- (3) 見積書（任意様式） 9部（正本1部、写し8部）
 - ・消費税を外税表記とし、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。
 - ・記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- (4) 提案事業者の概要書 9部（正本1部、写し8部）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革等を簡潔に記載すること。
- (5) 共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

※共同体等、複数社から成る組織による参加の場合
- (6) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し

8 提出方法

- (1) 提出期限
令和3年11月26日（金）12時締切（必着）

(2) 提出場所

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部観光局 観光政策課

(3) 提出方法

- ・受取確認が可能な郵便や宅配便等による送付、上記提出場所への持参に限る。
- ・メール及びファクシミリでの提出は出来ません。
- ・企画提案書を郵便等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し

(3) 契約実績証明書(第3号様式)

※(1)、(2)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書(第4号様式)を提出すること。

10 最優秀企画提案の選定・評価方法

(1) 選定方法

書類審査及び必要に応じヒアリングを実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を選定する方法とする。

(2) 評価基準

以下の項目等により、企画提案内容を総合的に評価して選定する。

①企画性(比重配点×2)

- ・提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されており、かつ、独自のアイデアが盛り込まれ、全体的に完成度の高いものとなっているか。
- ・仕様書で提示した内容を実現でき、県の施策目標の達成に向けた内容となっているか。
- ・三重ならではの特性を活かした機能の構築に向けて、先進的かつ独自性のある提案内容となっているか。

②実施方法等の実現性(比重配点×2)

- ・提案内容には、専門的な知識や効果的な運営のノウハウが反映されており、具体的で実現可能な内容となっているか。

- ・ 機能の構築に向けて、手法及びプロセスが明確かつ具体的な内容になっているか。
- ・ 三重県の実態も考慮した内容となっているか。

③合目的性

- ・ 事業の目的に合った提案内容となっているか。
- ・ 仕様書で提示した内容を理解し、事業の成果を見込むことができる内容になっているか。

④実施体制の明瞭性

- ・ 事業を実施する上で適切な実施体制・連携先が提案されているか。
- ・ 観光及び情報システム関連に関し知見を有する人物の配置、もしくは助言を求めることができる体制となっているか。
- ・ 事業を実施する上で、各関係者と適切に連携が取れる体制となっているか。
- ・ 共同体での提案の場合、なぜ共同体を組むのか。また、それぞれの役割分担は明確になっているか。

⑤経済合理性

- ・ 見積額及び積算内訳・根拠は適当か。費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。
- ・ 次年度以降のランニングコストについても合理的なものであるか。
- ・

(3) 書面審査の実施

提出された企画提案書の書面審査を行う。書面審査の結果については、令和3年11月29日(月)に電子メールにて通知する。なお、申込数が5件に満たない場合は、書面審査を省略するものとする。

(4) プレゼンテーション(ヒアリング)の実施

- ①開催日時 令和3年12月1日(水)9時00分～(予定)
- ②開催方法 WEB会議(Zoom)(予定)
- ③事前審査 提案者が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優良提案者を4者程度選定したうえで、当該優良提案者のみによるプレゼンテーションを実施する場合がある。
- ④その他 プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書、見積書によるものとする。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに三重県のホームページにて公表する。

(6) 業務委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、業務委託契約を締結する。

11 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和3年11月18日(木)17時まで

(2) 質問の提出方法

- ・当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、下記の連絡先まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- ・ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認すること。
- ・質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話およびファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記すること。

【連絡先】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部観光局 観光政策課

電話：059-224-2077

ファクシミリ：059-224-2801

Email：kanko@pref.mie.lg.jp

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限る。

なお、次の質問は受け付けていない。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答については、令和3年11月22日(月)17時までに、原則三重県のホームページに掲載する。

12 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、

第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てます）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期
委託料の支払いについては、契約条項の定めるところによります。
- (5) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 契約は、三重県雇用経済部観光局観光政策課において行います。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

15 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 提出のあった各提案書は、返還しない。

- (6) 提出された提案書は「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。
- (8) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

16 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

17 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部観光局 観光政策課 辻、名倉

電話：059-224-2077

ファクシミリ：059-224-2801

Email：kanko@pref.mie.lg.jp